

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、当社サービスの利用者を含めた全てのステークホルダーの利益を重視し、長期的、継続的に企業価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題であると認識しております。当該認識のもと、当社の取締役、監査役、従業員は、それぞれの役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の向上を図るとともに、企業規模の拡大に合わせて、適正な経営組織体制を整備運用してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1 - 2 . 議決権の電子行使のための環境整備】

当社では、2021年12月の定時株主総会より、議決権の電子行使(株主名簿管理人の電子投票システム)を導入しております。外国人株主(法人株主を含む)構成比率が6%未満(2021年9月末)と相対的に低い状況であることを踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの活用や当社の招集通知の英文開示および英語での情報開示は行っておりませんが、今後、株主構成、特に海外投資家の比率等を注視しつつ検討してまいります。

#### 【原則1 - 3 . 資本政策の基本的な方針】

当社では、配当政策については有価証券報告書等で開示しておりますが、資本政策全般に関する基本方針については、今後検討してまいります。

#### 【補充原則2 - 3 . サステナビリティを巡る課題】

当社は、サステナビリティを巡る課題については、当社が社会的責任を果たしつつ中長期的な企業価値向上を図るうえで極めて重要な経営課題だと認識しております。今後、取締役会としてサステナビリティを巡る課題への取り組みの基本方針を策定し、具体的な取り組みについて開示できるよう検討してまいります。

#### 【補充原則2 - 4 . 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、人材の採用において、候補者の性別、国籍等の属性に関わらず積極的に採用をおこなっており、また管理職においても、ジェンダー、国籍、中途採用等によらず有能な人材を登用するようにしておりますので、特に属性毎の目標を設定していません。

現在、当社の従業員に占める女性比率は28.4%となっており、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方ができるように、多様な勤務形態、リモートワークの導入、子育て支援のための特別休暇制度などを創設し、ワークライフバランスの向上を図っております。

また、人材戦略が今後の持続的な企業成長にとって重要であるとの認識のもと、多様性の確保に向けた人材育成方針や社内環境整備方針の策定を検討してまいります。

#### 【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1)当社グループは、ユーザーの趣味や余暇の充実と豊かなコミュニケーション社会の創造へ貢献することを目指しております。なお、当社は、現時点において、当社を取り巻く事業環境が大きく変化している現状に鑑み、経営戦略や経営計画を公表していません。

(2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載のとおりです。

(3)当社の取締役の報酬は、「取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針」(2021年3月18日付取締役会決議)に基づき、固定報酬としての基本報酬のみで構成されております。報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、各取締役の職位、職務内容及び連結業績を勘案して決定しております。手続については、代表取締役CEO及び社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会において個別報酬案を作成し、取締役会において決定しております。

(4)取締役及び監査役並びにその候補者の選解任については、当社役員として相応しい見識・能力・人格を有する候補者を指名することとし、指名にあたっては指名・報酬委員会による助言・提言を踏まえ、取締役会にて決定しております。

(5)全ての取締役候補及び監査役候補の推薦理由を、株主総会の招集通知にて都度開示しております。

#### 【補充原則3 - 1 . 英文開示の実施】

当社の外国人株主(法人株主を含む)構成比率は、相対的に低い状況であることを踏まえ、招集通知の英文開示および英語での情報開示は行っておりません。今後も、海外投資家の比率を勘案し、検討してまいります。

#### 【補充原則3 - 1 . サステナビリティについての取り組み】

当社は、持続的な事業成長を目指すうえで、サステナビリティをめぐる課題対応が経営戦略の重要な要素だと認識しております。サステナビリティの取り組みについては、環境に関する要素に加え、人材や知的財産への投資等の要素の重要性が指摘されている点も踏まえて、今後開示することを検討してまいります。

#### 【補充原則4 - 1 . 中期経営計画の実現】

当社では、中期的な経営戦略および経営計画の議論を活発に行っており、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、計画や方針の見直しを行っております。しかしながら、現在、当社を取り巻く事業環境が大きく変化している状況下においては、各期において計画値と最終値の大幅な乖離が生じることも多いため、当社では中期経営計画は開示していません。

#### 【補充原則4 - 1 .後継者計画】

当社の代表取締役の後継者の育成計画は、現時点では明確に定めておりません。取締役会は、役員の選抜や育成方法等を含む後継者計画について、経営理念や経営戦略等を踏まえ定期的に策定し、適切に監督しております。

#### 【補充原則4 - 2 .報酬制度】

当社の取締役の報酬については、現状は担当業務の職責等を勘案した現金報酬のみとしております。今後長期的な業績と連動する報酬としての株式報酬について引き続き議論し、再導入について検討してまいります。

#### 【補充原則4 - 2 .取締役会によるサステナビリティを巡る取組み】

【補充原則2-3 】に記載のとおり、サステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定し、具体的な取組みについて開示できるよう検討してまいります。

#### 【補充原則4 - 8 .独立社外取締役による情報交換・認識共有】

当社の独立社外取締役と独立社外監査役は、必要に応じて意見交換を行っておりますが、今後は、必要に応じて独立社外取締役と独立社外監査役の会合を開催できるよう努めてまいります。

#### 【補充原則4 - 8 .独立社外取締役との連携・連絡体制の整備】

当社には、独立社外取締役が複数ありますが、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に問題はないものと考えており、当面、筆頭独立社外取締役は選任する必要がないものと考えています。

#### 【補充原則4 - 11 .取締役会にて必要なスキル】

当社の取締役会は、取締役5名、監査役3名で構成されており、うち社外取締役は3名、社外監査役は2名となっております。当社は、オンラインゲームの企画開発運営をおこなう会社であることから、ゲーム業界やエンターテインメント業界を熟知したマネジメント経験のある人材、または財務・財務・会計に精通した人材を社外より登用し、取締役会全体として独立性を確保しつつも実効性のあるものにするよう努めております。なお、スキルマトリックスなどの各取締役の有するスキル等の開示については、今後、必要に応じて検討してまいります。

#### 【補充原則4 - 11 .取締役会の実効性の分析・評価】

当社では、取締役会の実効性分析・評価のため、取締役及び監査役に対し、質問票によるアンケートを実施し、この結果を踏まえ取締役会において評価分析を実施いたしました。

これらの評価・分析の概要は以下のとおりであります。

(1)取締役・監査役自身の職務執行は、概ね適切である。

(2)取締役会全体の実効性は総じて確保されているが、社外取締役及び監査役による経営に対する監督についてはより一層の検討、工夫の余地がある。

(3)取締役会の構成、運営状況、審議は総じて十分に行われている。

(4)取締役・監査役への事前の資料配布等、情報提供については検討・工夫の余地がある。

上記の評価結果を踏まえ、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていると考えております。一方で、経営戦略や重要な議案に対しての十分な審議時間の確保、社外取締役及び監査役に対する資料配布の早期化等の課題につきましては、引き続き改善に務めることにより、取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

#### 【補充原則4 - 12 .取締役会の審議の活性化のための対応】

当社は、取締役会の実効性を確保するために、必要な情報の円滑な提供が確保されるように努めていますが、取締役会の実効性分析・評価を実施した結果、取締役会資料の配布、社外取締役への適時・適切な情報提供に関して改善すべき点がありますので、社外取締役及び監査役の意見を踏まえて、引き続き改善してまいります。

#### 【原則5 - 2 .経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、現時点において、当社を取り巻く事業環境が大きく変化している現状に鑑み、経営戦略や経営計画、資本政策の基本的な方針等を公表しておりません。

#### 【原則5 - 2 .事業ポートフォリオの説明】

原則5 - 2のとおり、経営戦略等の公表をしていません。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 原則1 - 4 .政策保有株式】

##### (1)政策保有に関する方針

当社は、対象先との長期的・安定的な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットの享受がはかられ、対象先および当社の企業価値の向上に資すると判断される場合において、当該株式の政策保有について検討いたします。

##### (2)政策保有株式に係る検証の内容

政策保有株式については、個別銘柄毎に中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有に伴うリスク・リターン、事業戦略における保有意義等についての総合的な検証を毎年実施し、保有の可否を判断いたします。

##### (3)政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使については、議案毎に、対象先及び当社の中長期的な経済的利益に資するかを考慮して行います。

#### 【原則1 - 7 .関連当事者間取引】

当社の取締役および取締役が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引については、取締役会の決議を要することとしております。その他の関連当事者との重要な取引については、取引条件およびその決定方法の妥当性を取締役会において審議し、決議いたします。また、当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を1年に1回調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合は開示を行っております。

#### 【原則2 - 6 .企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、基金型・規約型の確定給付企業年金および厚生年金基金、確定拠出年金(401K)のいずれも運用しておりません。

【補充原則4 - 1 .経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、法令及び定款に定める範囲のほか、取締役会において決議すべき事項を取締役会規則にて定めております。また、当社は、職務権限規程において、当社の業務執行に関する各職位者の責任と権限を定めております。

【原則4 - 9 .独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係を勘案し、独立性の有無を判断しております。

【補充原則4 - 10 .指名委員会・報酬委員会の権限・役割等】

当社は、本報告書提出時点において、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しております。また取締役の指名及び報酬の検討にあたっては代表取締役と社外取締役2名で構成される任意の指名・報酬委員会の諮問結果をもとに取締役会にて十分に審議の上決定しております。

【補充原則4 - 11 .取締役・監査役の兼任状況】

取締役および監査役の取締役会への出席率、監査役の監査役会への出席率は非常に高く、合理的な範囲内での兼任であると考えております。なお、当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼務状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等で開示しております。

【補充原則4 - 14 .取締役・監査役に対するトレーニング方針】

当社は、取締役・監査役に対し、就任及び在任中において、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供・斡旋・費用支援を実施しております。

【原則5 - 1 .株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制整備・取り組みを行っております。

- (1) IR担当部署の設置
- (2) IR担当部署による投資家との1on1ミーティング等の実施
- (3) 定時株主総会における個人株主との対話の実施
- (4) IR資料のホームページ掲載

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石井 武	1,810,700	10.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,332,700	7.66
NHN JAPAN株式会社	1,111,100	6.38
楽天証券株式会社	714,000	4.10
XPEC Entertainment Inc.	510,698	2.93
株式会社クアーズ	370,300	2.13
PRESHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	300,000	1.72
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	261,400	1.50
鶴川 太郎	211,890	1.22
宗教法人妙宣寺	171,100	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

親会社の有無 更新 なし

### 補足説明 更新

- ・上記の「大株主の状況」は、2021年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しています。
- ・上記の「大株主の状況」の「割合」は、発行済株式数(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合を記載しています。
- ・当社は、自己株式1,517株を所有しています。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 第一部

決算期 <b>更新</b>	9月
業種 <b>更新</b>	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 <b>更新</b>	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 <b>更新</b>	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 <b>更新</b>	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 **更新**

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 **更新**

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

**【取締役関係】**

定款上の取締役の員数 <b>更新</b>	7名
定款上の取締役の任期 <b>更新</b>	1年
取締役会の議長 <b>更新</b>	社長
取締役の人数 <b>更新</b>	5名
社外取締役の選任状況 <b>更新</b>	選任している
社外取締役の人数 <b>更新</b>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <b>更新</b>	3名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係( )											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
佐藤 秀樹	他の会社の出身者												
桐畑 敏春	他の会社の出身者												
入江 秀明	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 秀樹			<p>佐藤秀樹氏は、株式会社セガ・エンタープライゼス(現 株式会社セガグループ)在任中、代表取締役社長として同社の経営に携わるなど、ゲーム業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためであります。</p> <p>また本人および近親者は、当社グループ、主要取引先、大株主等の取引所が規定する項目のいずれも該当するものがないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれが無く、独立性が高いものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
桐畑 敏春		同氏は当社株式を保有しておりますが、株式の保有比率は0.01%以下であります。	<p>桐畑敏春氏は、株式会社ポニーキャニオン在任中、代表取締役社長として長年にわたり同社の経営に携わるなど、総合エンターテインメント業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためであります。</p> <p>また本人および近親者は、当社グループ、主要取引先、大株主等の取引所が規定する項目のいずれも該当するものがないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれが無く、独立性が高いものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
入江 秀明			<p>入江秀明氏は、株式会社セガグループや株式会社バンダイナムコホールディングスの海外子会社の代表として経営に携わるなど、ゲーム業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためであります。</p> <p>また本人および近親者は、当社グループ、主要取引先、大株主等の取引所が規定する項目のいずれも該当するものがないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれが無く、独立性が高いものと判断し、独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

指名・報酬委員会(任意、同一の委員会)は代表取締役と社外取締役2名で構成され、取締役の指名及び報酬について検討をおこない、その諮問結果をもとに取締役会が十分に審議の上決定しております。

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	設置している
定款上の監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名
監査役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計監査人と監査役は、監査計画および監査体制についての協議ならびに監査結果に関する報告会を定期的開催しております。また監査役と内部監査部門とは、必要に応じて随時会合をおこない、子会社の内部監査結果の報告やコンプライアンス、内部統制に関する意見交換をおこないます。

社外監査役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任している
社外監査役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
隈元 慶幸	弁護士													
小林 壮太	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

隈元 慶幸		隈元慶幸氏は、弁護士としての長年の経験と専門的見地から、主に法務・コンプライアンス等について、取締役の適正な意思決定を確保するための意見・提言をいただいております。 また、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立性が十分に確保できると判断したため、独立役員に指定しております。
小林 壮太		小林壮太は、公認会計士及び税理士としての長年の経験と専門的見地から、主に財務・税務・会計について、取締役の適正な意思決定を確保するための意見・提言をいただいております。 また、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立性が十分に確保できると判断したため、独立役員に指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数 <a href="#">更新</a>	5名
----------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を満たす社外取締役及び社外監査役を、全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <a href="#">更新</a>	その他
--	-----

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役へのストックオプションは、2021年12月19日に権利行使期間を終了し、報告書提出時点においてはありません。また、インセンティブプランとして譲渡制限株式報酬制度を導入しておりますが、報告書提出時点において取締役への付与はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 <a href="#">更新</a>	個別報酬の開示はしていない
------------------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。有価証券報告書及び事業報告において、取締役に支払った取締役としての報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【取締役の報酬の基本方針】

当社の取締役の報酬は、指名・報酬委員会による答申に従い、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、また当社業績にも鑑み、業務執行取締役、社外取締役とともに固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役及び社外監査役をサポートする専従スタッフは配置しておりませんが、経営企画室が窓口となり、取締役会の開催前に決議・報告事項について事前に内容を説明しております。また監査役会開催時において、必要に応じて必要に応じて経営企画室が資料の提供や情報収集をおこなっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

【取締役及び取締役会】

当社は取締役会設置会社であり、3名の社外取締役を含む5名の取締役で構成されております。取締役会では、監査役出席の下、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。原則として、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、監査役より必要に応じて意見を頂いております。

【監査役及び監査役会】

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役は社内監査役1名、社外監査役2名であり、取締役会へ出席するとともに、原則として、毎月1回の監査役会を開催し、当社の経営に対する監視並びに取締役の業務執行の適法性について監査を行っております。また、会計監査人及び内部監査担当部署とも緊密な連携を保つために、定期的な情報・意見交換を実施し、監査の有効性及び効率性を高めております。

【経営会議】

当社では、代表取締役の諮問機関として経営会議を設置しております。経営会議は、原則毎週開催し、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。各部門から業務執行状況と事業実績が報告され、予実分析と計画策定について討議が行われております。これにより代表取締役をはじめとした経営陣が、適時に事業状況を把握し、今後の事業展開について迅速な検討・議論が実現されております。

【指名・報酬委員会】

当社の取締役の指名及び報酬の検討にあたっては、代表取締役と社外取締役2名で構成される任意の指名・報酬委員会の諮問結果をもとに取締役会にて十分に審議の上決定しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査役設置会社を採用しており、社外取締役3名を含む5名から構成される取締役会が、業務執行に対する適切な監督機能を発揮するとともに、社外監査役2名を含む3名から構成される監査役会が経営を監視し、会計監査人を含めた三者によりガバナンス体制が構築されております。公正で透明性の高い経営の実現と、効率的な事業運営を行うとともに持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンス体制として充分であると認識しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 **更新**

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、法定期日前に招集通知を発送しております。また、招集通知の発送日前に当社ホームページにおいて招集通知を開示しております。 なお、2021年12月23日開催の株主総会の招集通知を12月1日に当社ホームページにて開示し、12月8日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算であるため、集中日とは異なる日に定時株主総会が設定されております。

電磁的方法による議決権の行使

インターネット等による議決権行使を可能にしております。

## 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則年1回以上株主向けに決算説明会を開催することとしておりますが、2021年9月期の決算説明会は昨年を引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト内にIRサイトを設け、決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、各種説明資料、その他適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画室 問い合わせ先責任者: 経営企画室長	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社グループの財政状態、経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでまいります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

【業務の適正を確保するための体制】

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役及び使用人の法令順守意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な諸活動を推進し管理する。  
各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令順守体制の整備及び推進に努める。  
代表取締役CEO直轄の経営企画室が「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の順守状況、職務執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的な内部監査を実施する。  
内部通報窓口を外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見、未然防止を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
法令及び「機密管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る重要な情報を保存及び管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
多様化するリスクに対処するため、経営企画室が当社グループのリスク管理全般を統括、推進する。  
取締役は、事業上の重要なリスク及び内部統制にかかる重要な欠陥等の情報について、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。  
取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程において、職務権限、責任及び分掌を定める。  
事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的(月次、四半期、半期、年間)に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告を受け適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。  
当社取締役、監査役又は使用人が当社子会社の監査役に就任し、業務執行状況を監査する。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」に基づき、取締役会において財務報告や事業運営等に関する重要な報告を受ける。

(7) 子会社の損失の危機の管理に関する体制

「関係会社管理規程」等の社内規程に基づき、子会社が事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する体制を自ら構築する責任を負うことを定める。

子会社に対し、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築する。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各子会社はその事業内容・規模・当社との関係等を踏まえた事業計画を定めさせるとともに、子会社と当社の経営企画室にて情報共有の会議を定期的に開催し事業計画の進捗を管理し、効率的な業務運営を図る。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席できるほか、重要な決裁書類及び関係書類を閲覧することができる。

取締役及び使用人は、重要な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。

監査役は、当社グループの事業又は業績に重要な影響を及ぼす事項の報告を、取締役及び使用人に対し、直接求めることができる。

(10) 子会社の職務の執行に係る者又はこれらの者から報告を受けた者が会社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。

(11) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社グループは反社会的勢力に対し、取引関係その他一切の関係を持たず、不当な要求等に応じたりすることがないよう毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

【業務の適正を確保するための体制の運用の状況】

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値向上及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を16回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスクマネジメント体制の構築について

当社は、当社グループにおけるリスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処を行うため、経営企画室がリスク管理全般を統括推進しております。

(3) コンプライアンスへの取り組みについて

当社は、役員及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の適法性、妥当性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、当社代表取締役と定期的に面談を実施するとともに、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、反社会勢力等との関係を一切遮断いたします。また反社会勢力から不当要求を受けた際には、必要な助言・協力をえることができるよう関係機関並びに顧問弁護士等と緊密に連携を図ってまいります。

### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社におきましては、経営企画室長を情報取扱責任者としております。当社内部にて重要情報があった場合には、決算情報であれば財務・経理部を通じて経営企画室へ、その他であれば当事者となる各部門の責任者から直接経営企画室に連絡され、子会社にて重要情報があった場合には、子会社の代表者又は当該子会社を担当する当社執行役員から決算情報であれば財務・経理部を通じて経営企画室へ、その他であれば経営企画室に直接連絡され、経営企画室にて当事者となる各部門と連携のうえ当該重要情報に関する開示チェックリストを作成し、各部門での確認を経て、情報取扱責任者に提出されます。情報取扱責任者は、当該重要情報が開示すべき情報であると判断した場合は速やかに社長に報告し承認を受け、必要に応じて取締役会に上程し承認を受けることとしております。開示することが決定された場合は、情報取扱責任者は経営企画室に指示をして速やかに所定の開示手続きをとります。また、決定事実につきましては、取締役会で決定され次第速やかにその内容を開示いたします。決算情報につきましても、取締役会の審議・承認後に速やかに開示いたします。

